

西宮市都市計画マスタープラン

西宮市の都市計画に関する 基本的な方針（素案）

西宮市

平成 28 年 11 月

CONTENTS

西宮市都市計画マスタープラン目次

序章 これからのまちづくり

はじめに

- 1 本市における特徴的なまちづくりの歩み
- 2 まちづくりを取り巻く環境の変化
- 3 これからのまちづくり

新しい都市計画マスタープラン

- 1 都市計画マスタープランの特徴
- 2 都市計画マスタープラン策定に向けた取り組み

第1章 暮らしとまちのビジョン

まちづくりの基本理念

暮らしとまちの将来像

- 1 豊かな緑と水に親しめるまち
- 2 環境と共生するまち
- 3 人やまちの品を育む美しいまち
- 4 生き生きとした活力と安心を育むまち
- 5 のびやかなつながりを育むまち
- 6 思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち

第2章 まちづくりの基本方針

都市計画マスタープランと行政の取り組み

まちづくりの基本方針

- 1 緑と水を身近にする
- 2 環境と共生する

- 3 地域の個性を活かす
- 4 都市の魅力を高める
- 5 安全と安心を守る
- 6 元気やにぎわいを生み出す
- 7 地域のチカラを高める

第3章 全体構想

- 1 都市空間整備の方針
- 2 土地利用の方針
- 3 市街地・住環境の整備の方針
- 4 都市交通体系の整備の方針
- 5 都市環境の形成の方針
- 6 都市景観の形成の方針
- 7 下水道・河川の整備の方針
- 8 都市防災の方針

第4章 まちづくりの推進のために

協働のまちづくりの推進

- 1 将来像を供用する
- 2 相互に連携する
- 3 得意分野を活かし合う
- 4 まちづくり活動に応じた支援
- 5 地区まちづくり計画

成果の把握と見直し

- 1 まちづくりの成果の把握
- 2 都市計画マスタープランの見直し

資料編

第1章 暮らしとまちのビジョン

まちづくりに関わる様々な団体や個人が共有するビジョンを示しています。

まちづくりの基本理念

まちづくりにあたっての基本的な姿勢や視点を示しています。また、伝えたい理念を凝縮したキャッチフレーズを示しています。

暮らしとまちの将来像

私たちが目指す暮らしとそれを支えるまちの姿を6つの将来像として示しています。それぞれの将来像について、ワークショップで出された具体的な暮らしのイメージを示しています。

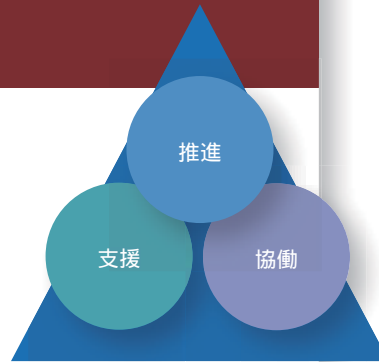


第2章 まちづくりの基本方針

第1章の暮らしとまちの将来像を実現するため、まちづくりの基本方針を示しています。

まちづくりの基本方針

各分野を横断したまちづくりの基本方針と、その趣旨を示しています。



第3章 全体構想

ここでは、第2章の基本方針に沿って、事業等を実施するために都市計画に関する具体的な方針を示しています。

施策展開の方向性

基本方針に沿った施策展開の方向性を示しています。

第4章 まちづくりの推進のために

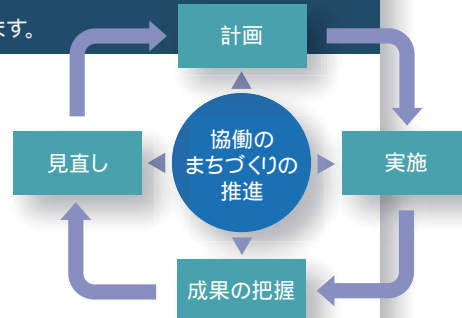
第2章の基本方針に沿って、効果的にまちづくりを進める仕組みを示しています。

協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりに向けた考え方と取り組みを示しています。

成果の把握と見直し

まちづくりの成果の把握と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示しています。



序章

これからのまちづくり

ここでは、これまでのまちづくりを振り返るとともに、
これからのまちづくりに求められる視点と
新しい都市計画マスタープランの特徴を示しています。

はじめに

01 本市における特徴的なまちづくりの歩み

本市の特徴的なまちづくりの歩みを振り返ってみます。

大正末期から昭和初期にかけて夙川の改修が必要になったとき、当時一般的であった河川敷を払い下げて改修費を捻出する方式を採用せず、宮水と堤防の松林を守る河川敷公園として整備しました。この整備費の一部には、河川の両側 150 間（約 270m）の範囲の居住者から徴収した負担金があてられました。

戦前には、地名に「園」のつく閑静で個性的な住宅地が多く開発されました。また、人づくりを大切にする気風により、大学をはじめとする数多くの文教施設が集積し、誰もがあこがれる学園のまちとなりました。

市は、高度成長期の昭和 35（1960）年に御前浜（香櫨園浜）沖への石油コンビナート誘致を発表しました。これに対し、住宅都市としての良好な環境の保護や宮水の保全のため、市民や学識者、酒造業者による大規模な誘致反対運動が occurred。産業振興か環境保護かの市を二分する論争を経て、昭和 37（1962）年に誘致は撤回されました。翌年の市長選で誘致反対派の候補者が当選し、その後「文教住宅都市宣言」が採択されました。

平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災は、大きな被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。その中であって近隣住民の助けあいなどコミュニティの力が再認識されるとともに、多くのボランティアが全国から集まり、自らネットワークを形成し震災からの復興を支えました。

このように多くの人の力と文化を愛する気風が積み重なり、現在の西宮の姿がつくられてきました。



02 まちづくりを取り巻く環境の変化

成熟社会への移行

わが国の経済は拡大成長期から成熟期へ移りました。また少子化や高齢化が進む一方で、団塊の世代が定年を迎え、地域に帰ってきています。このような社会経済状況の変化に対応した柔軟なまちづくりが求められています。

既に整備された公共施設などを活用しながら、人々が支え合う地域コミュニティの形成を目指すなど、まちづくりのあり方を見直していくが必要になっています。

環境負荷低減に向けた取り組み

地球規模で環境問題への取り組みが求められています。まちづくりにおいても地球環境への負荷が小さい持続可能な社会を目指していくことが求められています。市は、平成 15 (2003) 年に参画と協働の環境学習を通じて 21 世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市の実現を目指す「環境学習都市宣言」を行いました。

平成 17 (2005) 年には、この宣言を実現する「西宮市新環境計画」を策定しました。

低炭素・循環型社会や生物の多様性に配慮した自然共生型社会を支える都市のあり方を議論しながら、それらを具体的な空間として実現していくが必要になっています。

価値観の多様化とライフスタイルの変化

価値観の多様化やライフスタイルの変化がますます進んでいます。豊かさや便利さを求める一方で、安全で安心な暮らしに対する意識や美しいまちに対するニーズの高まりも見られます。

暮らしを支えるまちについて考えていくが必要になっています。

自発的・自律的な協働

これまで行政が担ってきた公共的な役割を、市民や地域団体、民間事業者もそれぞれの立場に応じて自発的・自律的に協働し、支え合い活気のある社会を目指す「新しい公共」の考え方が広がりつつあります。

自らの暮らす地域での活動や、趣味を活かしてまちづくり活動に関わる市民のほか、本業を活かした社会貢献に取り組む企業などが増えています。

大正 14 市制施行により西宮町が西宮市となる
(1925) (約 7,400 世帯、約 34,000 人)

昭和 12 夙川公園が竣工
(1937) (日本さくら名所 100 選 / 1990)



昭和 20 阪神大空襲
(1945) (市街地の約 30% が焼失)

昭和 33 上ヶ原の学園地区を文教地区に指定
(1958) (全国で 2 番目の指定 / 建設省)



昭和 37 石油コンビナート誘致白紙撤回表明
(1962) (約 2,000 人による市民集会が行われた)



昭和 38 文教住宅都市宣言
(1963)

平成 3 西宮北有料道路、盤滝トンネル開通
(1991)

平成 7 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)
(1995) 西宮市における被害状況
死亡者 1,146 人
倒壊家屋 61,238 世帯(半壊含む)



平成 14 都市計画マスタープラン策定
(2002)

平成 15 環境学習都市宣言
(2003)

平成 20 中核市へ移行
(2008)

平成 21 第 4 次西宮市総合計画策定
(2009) (ふれあい 感動 文教住宅都市 西宮)

平成 21 西宮市参画と協働の推進に関する
(2009) 条例施行

平成 23 都市計画マスタープラン改定
(2011)

03 これからのまちづくり

これまでの本市のまちづくりの歩みと、まちづくりを取り巻く環境の変化を踏まえ、これからのまちづくりで大切になるポイントをまとめました。

協働のまちづくり

既に、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO、企業、学生をはじめ、多くの方がまちづくりに取り組んでいます。

より満足度の高いまちづくりを実現するには、これまで以上に連携し、幅広い視点から、より良い方向を導き出す協働のまちづくりが効果的です。



ビジョン実現型まちづくり

協働のまちづくりを進めていくためには、共有できる目標（ビジョン）を定めることが必要です。また、その目標を実現する過程を大切に、それらの活動の中で、個別課題の解決を図っていくビジョン実現型のまちづくりが有効です。

暮らしの視点から考えるまちづくり

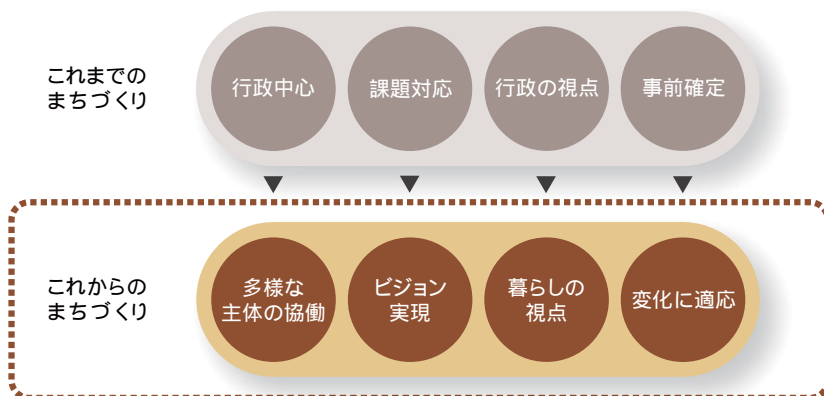
誰もが納得できる目標を定めるためには、その地域での暮らし方、地域の歴史や風土などの地域性、そこに暮らす人々の世代や在住期間などに応じた、暮らしの視点から考える必要があります。

そのためには、市全体を見る行政の視点からだけでなく、地域をよく知る市民の視点とあわせてまちづくりについて考えることが必要です。

変化に適応するまちづくり

社会の状況に応じてまちに求められるものも変化します。

まちが置かれた状況を把握し、変化に適応する活動が必要です。



新しい都市計画マスタープラン

01 都市計画マスタープランの特徴

今回のマスタープランの特徴のひとつは、策定に多くの市民が積極的に参加したことです。行政が中心になって「つくる」計画ではなく、様々な団体や個人が参加し「つくり・つかう」ことを意識した計画となっています。特に第一章の基本理念は西宮まちづくりワークショップの提言を受けて、策定委員会で時間をかけて議論したものです。

地域住民が中心となって、このマスタープランを基に、それぞれの地域でまちづくりについて話し合い、考えることを重視しています。これは、これからの西宮のまちづくりが、今ある都市計画の内容を尊重しながら、暮らしの視点から都市の質を高める必要があると考えているためです。

行政主体で「つくる」マスタープランから
みんなで「つくり・つかう」
マスタープランへ

【ビジョン実現型】

市民が望む暮らしとそれを支えるまちの姿を「暮らしとまちのビジョン」として示しています。

また、ビジョンの実現を目指した、全市的な行政の取り組みの方針を示しています。

暮らしとまちのビジョンは、市民による「西宮まちづくりワークショップ」の提言を受けて策定したものです。

【協働のまちづくり】

市民、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な団体や個人が「暮らしとまちのビジョン」を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら協働の取り組みを進めていくことを目指します。

このマスタープランは、自律的な取り組みと連携を促す協働のまちづくりのガイドラインとしての役割をもっています。

【成果の把握と公表】

定期的に市民の実感やまちづくりの成果を把握し、その結果を公表します。

マスタープランを固定的なものとするのではなく、まちづくりの成果を確認しながら、必要に応じて内容を柔軟に見直します。

02 都市計画マスタープラン策定に向けた取り組み

市民と行政がまちづくりについて共に学び、考えるため、講演会「西宮まちづくり塾」を開催しました。

西宮まちづくり塾を通じて学んでいた市民の中から希望者を募り、より深くまちづくりを考えていただくために、「西宮まちづくりワークショップ」を開催し、新しいマスタープランへの提言をとりまとめていただきました。



西宮まちづくり塾

まちづくりについて市民と行政がともに学び、考えることを目的に開講
(2009年9月～)

西宮まちづくりワークショップ

西宮まちづくり塾の出席者の中から参加者を募り開催。
「私たちがめざす暮らしとまちのビジョン」を提言
全8回(2010年2月～5月)

都市計画マスタープラン 策定委員会

市民ワークショップ参加者の代表と学識経験者(西宮まちづくり塾の講師)によりマスタープランの内容を検討
全9回(2010年7月～2011年3月)

西宮まちづくりワークショップの市民提言

私たちがめざす暮らしとまちのビジョン

- 1班 「ひと・まち・自然がのびやかにつながる西宮」
- 2班 「世代をこえて、学び育み“恵みあふれる”暮らしたいまち みやっこタウン」
- 3班 「山海を人と緑でつなぐ生活エンジョイシティ」
- 4班 「みんなの一步で100年つなぐ緑と人の回廊」
- 5班 「宮っ子の“えん”で育むほっとシティ西宮」
- 6班 「みやみズムに西宮まちづくり ～みんなで開け、広げるやさしいまち～」

第1章

暮らしとまちのビジョン

ここでは、西宮まちづくりワークショップで取りまとめた提言を受け、まちづくりに関わる様々な団体や個人が共有するまちづくりの基本理念や暮らしとまちの将来像を示しています。

まちづくりの基本理念

私たちは、西宮がこれまで培ってきた文教住宅都市としての優れた環境と、品の良さを感じさせる個性的な都市イメージをさらに高め、後世に継承するため、「人（私）と自然」、「人（私）とまち」、「人（私）と人」のつながりを育み、美しいまちを実現します。

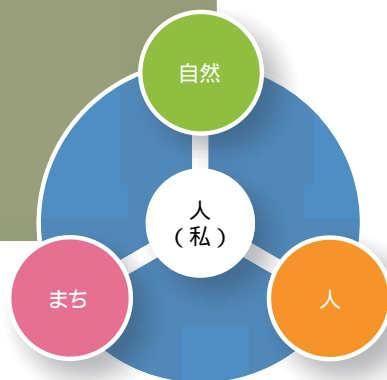
宮水の「えん」でつなぎ育む 美しいまち西宮

【宮水】

酒造としての宮水だけではなく、
六甲から海に流れる川や地下水を象徴した流れとしてとらえています。

【えん】

様々な字を当てはめて、
私たちが将来望むまちの姿を表現しています。



人と自然のつながりを育む

西宮には、甲山に象徴される緑あふれる六甲山系や北部地域の山並み、武庫川や夙川などの清らかな河川、大阪湾に面した甲子園浜や御前浜（香櫨園浜）などの貴重な自然海浜といった自然が数多く存在します。また、阪神・淡路大震災や、世界中で発生している豪雨、干ばつなども自然が有する一面です。



私たちは、暮らしの中にある豊かな自然を意識し、大切に守り育てることや自然の恐ろしさについて学び備えることで、自然とのつながりを感じることができる暮らしを目指します。そのために、生物多様性の保全に配慮しながら、自然と私たちの暮らしとの関係を意識し、人と自然環境が共生する美しいまちづくりに取り組みます。

人とまちのつながりを育む

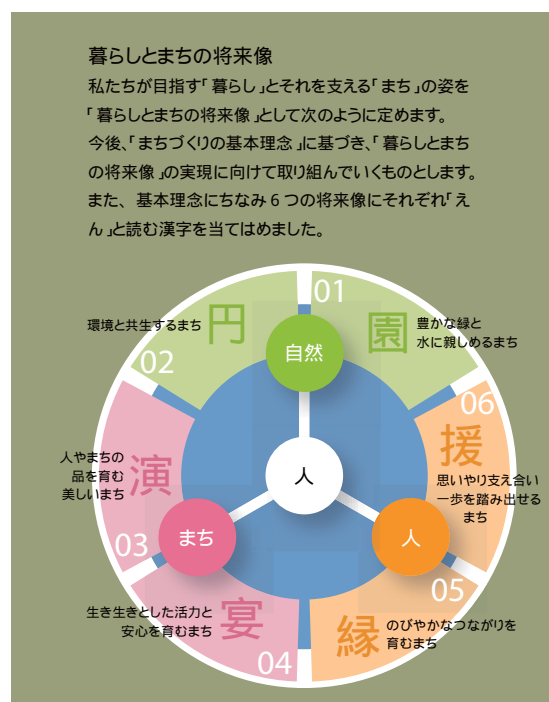
西宮には、阪神間モダニズムの伝統をくむ洗練されたまちなみ、芸術、文化、教育、娯楽とともに、それらとの関わりの中で培われてきた自由な市民文化があります。また、この文化に触れるために多くの人が西宮を訪れています。

私たちは、この財産をよりよいものとして次世代に継承できる暮らしを目指します。そのため、閑静で利便性の高い住環境や多くの人が集いにぎわうまちなど、それぞれの地域の歴史や伝統、風土、産業、教育などの特性を大切に、個性的なまちに育て、誰もが暮らし、集いたいと思える魅力的で美しいまちづくりに取り組みます。

人と人のつながりを育む

西宮には、子どもから高齢者まで幅広い世代の人や主婦、学生、事業者など様々な立場の人が暮らしています。また北部から南部まで様々な地域があります。

私たちは、このような世代、立場、地域を超えて集い、語り、学び、遊ぶことで、自らの成長を実感し、ぬくもりや優しさを感じる暮らしを目指します。そのため、一人ひとりが自らの個性を伸ばしながら、自律的に連携し、互いの想いを共有できる仲間とともに、協働による美しいまちづくりに取り組みます。



暮らしとまちの将来像

01 豊かな緑と水に親しめるまち



自然をより身近な存在として感じ、その恩恵を享受できる暮らしを実現していきます。緑や水と関わり、生物多様性を保全する中で、新たなコミュニケーションが生まれ、人と自然が調和する緑と水に包まれたまちを目指します。

豊かな自然の恵みを感じる暮らし

自然のもつ役割や私たちの暮らしとの関係について学び、その恩恵に対する喜びと感謝を感じながら暮らしている。

豊かな緑や水に囲まれた環境の中で、青少年がのびのびと健やかな心身と、集中力やひらめきを育てている。

森にはリス、川には蜚が棲むなど、多様な生態系が維持された健全な自然を背景に日常の暮らしを営んでいる。

身近にある緑豊かな公園や広場、街路樹の緑陰に憩い語らっている。

鎮守の森や各地の公園などを結ぶ緑豊かなまち並みがあり、暮らしの中でいつも緑を感じている。

身近にある公園や川で子どもたちが遊ぶ姿が、緑や水の原風景になっている。



緑や水に身近にふれあう暮らし

家族でふらっと美しい海、山、川、森に行き、自然の中で休日を過ごしている。

子どもたちが美しい海や川で安全に、のびのびと遊んでいる。

緑に包まれた環境の中でこころのケアや癒し、自然学習をしている。

市民農園で農を体験したり、地域の花壇で植物を育て、ふれあいや交流、緑を愛する心を育てている。

緑豊かな公園や水辺など自然に近いところでバーベキューを楽しんでいる。



02 環境と共生するまち



身近な地域の環境や地球環境との関係を意識しながら、地球にやさしい暮らしを実現していきます。美しく快適な暮らしの中で自然を意識するきっかけを与えてくれる環境にやさしいまちを目指します。

美しい環境を体感できる暮らし

まち中を散歩したり自転車に乗りながら大地の起伏を感じたり、小さなところにも四季の変化を発見しながら暮らしている。

まち中の公園、川、ため池、庭の緑、建物の壁面や屋上などが回廊のようにつながり、セミ、トカゲ、ミミズなどの生き物に身近に出会え、命の大切さを感じながら暮らしている。

緑豊かな山並みや潤いのある水辺など自然の風景が当たり前のようにあり、それらが生活の背景になっている。

当たり前の生活をするのが地球環境に優しい暮らしになっている。



意識や知識に基づく環境に優しい暮らし

子どもから大人まで市民みんなが環境学習の成果を活かし、ゴミの減量化や省エネルギーなど地球の環境に優しいライフスタイルを意識しながら暮らしている。

太陽光発電、雨水利用など省エネルギーや資源の循環を考えた構造、設備を備えた建物で暮らし、活動している。

鉄道やバスなど環境への負荷の小さい公共交通をできるだけ利用している。

できるところから身の回りの環境の美化やエコライフに取り組んでいる。



03 人やまちの品を育む美しいまち

まちに愛着や誇りを感じ、こころ豊かに過ごせる暮らしを実現していきます。これまで培われてきた地域の風土や歴史を大切にしながら、優れた芸術、文化、教育に触れ、人やまちの品を育む美しいまちを目指します。

地域への愛着を感じる暮らし

まちの歴史や文化に触れ、学びあい、生まれたまち、育ったまち、住んでいるまちに愛着と誇りを持って暮らしている。

賑わいのある駅周辺や商店街、閑静で落ち着いた住宅地、緑に包まれた文教地、歴史を感じさせる酒蔵のまち、心和む田園風景など個性あふれる風景に包まれて暮らしている。

歴史の舞台となった場所、伝承されてきた文化的な資産、地域の逸話にちなむ場所、眺望の良い場所など、まち中にある様々な名所を巡り、まちへの理解を深めている。

北部地域の田園風景、古民家、農地、農産物、農村集落の生活文化など地域の魅力を大切にしている。



人を気遣い温かく迎え入れる暮らし

家族構成、世代、社会的な立場やライフスタイルに応じて暮らしをしている。

勤務先や旅先から帰って来た時に、なじみのあるまちなみや地域の人々が温かく迎え入れ、ほっとした気持ちにさせてくれる。

阪神間モダニズムの伝統を受け継ぐ閑静で美しいまちなみがあり、趣味を楽しむなど心豊かに暮らしている。

もてなしの空間を整えるなど、訪れる人々を暖かく迎える気持ちを持って暮らしている。

みんながルールを守り手入れが行き届いた建物やまちなみの中で社会性を育みながら暮らしている。



04 生き生きとした活力と安心を 育むまち



安らぎや快適さを感じ、自分らしさを表現できる暮らしを実現していきます。暮らしに必要な機能が身近に利用できるとともに、企業の操業環境が住環境と調和した、災害に強いまちを目指します。

安全で心安らかな暮らし

声かけや見回り活動など「地域の目」によって犯罪から守られ、子どもたちが日暮れまで公園で安心して遊んでいる。

働きながら子どもを安心して産み育てている。

市民が中心となった防災ボランティアが組織されている。

高齢者や障害のある人も安心して自由に移動し、様々な活動に参加している。

買い物や医療などのサービスが身近にあり、徒歩や自転車でそれらを利用している。

様々な産業があり、希望や能力に応じて地域で働くチャンスがある。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた暮らしをしている。



交流のある楽しく生き生きとした暮らし

家族と美しい街路樹のある通りを散歩したり、道端での知人との出会いや語らいがある。

なじみのお店での会話ややりとりを楽しんでいる。

伝統ある地場産業を大切に、地場産品が暮らしの中に息づいている。

ガーデニングや料理、将棋、スポーツなど趣味を介した様々なつながりがある。

まち中の雑踏やにぎわい、アートなど人々の様々な暮らしや活動の息づかいを感じている。

地域の人とのふれあいや子育て中の同じ立場の人どうしの交流の中で子どもを育てている。



05 のびやかなつながりを育むまち

地域、世代、立場を超えてふれあい、行き交うことができる暮らしを実現していきます。様々な人がつながり学びあえる交流の場と、つながりが時間を超えて受け継がれ、次代の担い手を育てていくことができるまちを目指します。

つながりを感じる暮らし

地域全体で子どもを見守っている。

保護者はもちろん地域の大人が学校の運営や教育にも関わりながら、まちの将来を担う子ども達を育てている。

地域に気軽に行けるサロンのような場所（カフェ、バー、居酒屋など）があり、様々な人が交流している。

日常の暮らしの中で子育て中の若い世代の人や高齢者などが知り合い交流している。



積極的に公共交通機関を利用することで人との出会いや関わりが生まれている。

ふれあい豊かさを感じる暮らし

集まりたいときに集まり、つながりたいときにつながらながら自由な交流を深めている。

近隣や周辺の地域に行く機会が増え、新しい出会いや発見を楽しみながら暮らしている。

市街地と集落地のそれぞれの良さや特徴を活かし、買い物、レクリエーション、仕事などで交流しながら暮らしている。

地域の祭りやイベントに参加し、地域愛を深めている。

開放された大学のキャンパスで市民と学生がふれあいながら過ごしたり、学生が地域の人たちと関わりながら勉学や暮らしを営んでいる。



06 思いやり支え合い 一歩を踏み出せるまち



互いに思いやり、支えあい、応援する気持ちを共有しながら、優しさが感じられる暮らしを実現していきます。様々な人との交流を通じて、一人ひとりが自分にできることを考え、できることから一歩を踏み出す勇気を与えてくれるまちを目指します。

思いやる心で助け合う暮らし

集まりたいときに集まり、つながりたいときにつながらながら自由な交流を深めている。

近隣や周辺の地域に行く機会が増え、新しい出合いや発見を楽しみながら暮らしている。

市街地と集落地のそれぞれの良さや特徴を活かし、買い物、レクリエーション、仕事などで交流しながら暮らしている。

地域の祭りやイベントに参加し、地域愛を深めている。

開放された大学のキャンパスで市民と学生がふれあいながら過ごしたり、学生が地域の人たちと関わりながら勉学や暮らしを営んでいる。



自分の能力を活かせる暮らし

自らの能力を地域で活かしたいと思った人の踏み出す一歩をみんなで応援し、支えている。

暮らしの中にサークル活動など趣味を通じて地域や世代を超えた人のつながりがある。

みんなで語りあい、学びあい、学んだことを地域の中で活かし、充実感を感じて暮らしている。

地域の課題解決に役に立つ取り組みに楽しみながら関わり、それらがコミュニティのビジネスとして展開されている。



第2章

まちづくりの基本方針

ここでは、第1章の暮らしとまちの将来像を実現するため、行政が取り組むまちづくりの基本方針を示しています。

都市計画マスタープランと行政の取り組み

都市計画法第 18 条の 2 で、都市計画マスタープランは市町村が定めるものと規定されています。

市町村の定める都市計画はこれに即したものでなければなりません。

【都市計画法】

第十八条の二 市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2. 市町村は、基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針は、暮らしの視点に立ち、

行政の分野（土地利用、景観、交通、防災など）を横断した7つの方針を立てました。

これらの方針に基づき、市民や事業者、NPO等との協働や分野を横断した施策展開等を行うことにより、まちづくりの成果を高め、暮らしとまちの将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

- 1．緑と水を身近にする
- 2．環境と共生する
- 3．地域の個性を活かす
- 4．都市の魅力を高める
- 5．安全と安心を守る
- 6．元気やにぎわいを生み出す
- 7．地域のチカラを高める

01 緑と水を身近にする

六甲の山並みや川の流れ、田園風景などに私たちはふと心を奪われ、やすらぎを感じることがあります。

気づかないうちに、私たちは、普段の暮らしのなかで豊かな自然や環境の恩恵を享受しています。

このような自然や環境の恵みに感謝し、緑や水を身近に感じることができ
るまちづくりを進めます。



02 環境と共生する

水も空気も食料もエネルギーもすべては有限であり、地球全体でつながっています。

私たちの地球を将来にわたり守るため、既に様々な分野で取り組みが進められています。

今を生きる私たちだけでなく、私たちの子どもや孫の世代が豊かに暮らせるように、環境への負荷が少ない、生物多様性に配慮したまちづくりを進めます。



03 地域の個性を活かす

私たちのまちを大切にしたいと思う気持ちは、私たちが暮らすまちに誇りや愛着を抱くということにほかなりません。

歴史や伝統、文化、産業、芸術といった地域にとって大切なコトや文化財や名産品、まちなみといった大切なモノを再確認し、それらを磨き、活用することで、地域への愛着を育み、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。



04 都市の魅力高める

本市は阪神間でも有数の住宅都市として認知され、多数の大学が集積することから「文教住宅都市」という都市イメージが定着しています。

今後もこの良好な都市イメージを大切に育み、多くの人があこがれ、訪れたい、暮らしたいと思うまちづくりを進めます。



05 安全と安心を守る

私たちが暮らし続けたいと感じるまちには、安全・安心というキーワードが不可欠です。

防災性、防犯性に優れた都市の基盤整備はもちろんのこと、子どもや高齢者をはじめとする様々な人が互いに支えあい、協力・連携し、安全・安心、快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。



06 元気やにぎわいを生み出す

たくさんの人が集い、学び、働き、暮らしている地域には、活力が生まれます。

「学習」「雇用」「娯楽」といった暮らしの活動を支える生活環境を整え、地域に元気やにぎわいを生み出すようなまちづくりを進めます。



07 地域のチカラを高める

まちなみや住環境の維持向上には地域のチカラが必要です。

そのためには、市民が気軽に集い、話し合い、豊かなコミュニティを育むことから始めることが大切です。

かつては当然のものとして存在していた助け合いの精神を取り戻し、市民、事業者、行政が互いに助け合い、地域が中心となった自律的な活動が

可能となるまちづくりを進めます。



第3章

全体構想

ここでは、第2章の基本方針に沿って、事業等を実施するために都市計画に関する具体的な方針を示しています。

01 都市空間整備の方針

基本方針

都市空間の整備にあたっては、地域の特性を生かしつつ、整備、開発、保全を適切に図り、災害に強く、うるおいと活力のあるまちづくりをめざします。

このため、市街地の形成過程や日常の生活圏を考慮しつつ、都市核、地域核、都市軸等を設定し、都市の骨組み、土地利用の方向を明確にするとともに、都市機能の適正な誘導や、都市交通体系の確立、公園緑地の整備、防災機能の向上などを図り、各地域が相互に連携、補完しつつ市域全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。

1 地域別整備の方針

南部地域

南部地域においては、合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。

また、海岸線や埋立地等の臨海部においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

北部地域

北部地域においては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備などにより生活環境の維持に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

2 都市核等の設定

都市核

都市核は、商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となるものです。

以下を都市核として位置づけます。

阪急西宮北口駅周辺

阪神西宮駅・JR西宮駅周辺

阪急西宮北口駅周辺地区を主に商業・業務や教育・文化機能の集積地とした本市の拠点として魅力ある都市空間の形成に努めます。

また、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺地区を主に行政機能の集積地とした本市の拠点として魅力ある都市空間の形成に努めるとともに、都市核としての拠点強化のため、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上や改善等に努めます。

地域核

主要な駅前等を中心とする商業地などを地域核とし、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点とした誘導に努めます。

以下を地域核に位置づけます。

阪急今津駅・阪神今津駅周辺	阪急甲東園駅周辺
阪急夙川駅周辺	JR 西宮名塩駅周辺
阪急苦楽園口駅周辺	国道 176 号沿道から山口支所にかけ
阪神甲子園駅周辺	た地域
JR 甲子園口駅周辺	

地区核

日用品などの店舗が徒歩圏内に立地する地区を地区核とし、生活拠点として育成します。

以下を地区核に位置づけます。

阪急甲陽園駅周辺	阪急門戸厄神駅周辺
阪神鳴尾駅周辺	

都市軸

主要な道路及びその沿道を都市軸として設定し、商業・業務機能、教育・文化施設、緑地などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

対象となる主要な幹線道路は以下のとおりです。

主要幹線	地域幹線
国道 2 号	山口南幹線
国道 43 号	小曾根線
札幌筋線・国道 171 号	臨港線
国道 176 号	甲子園段上線・浜甲子園線
主要地方道大沢西宮線	山手幹線
	中津浜線
	建石線・主要地方道大沢西宮線
	今津西線
	山手線
	市役所前線等

生活文化軸

教育・文化施設や生活関連施設が集積し、良好な市街地を形成しているゾーンに位置づけ、その機能の充実に努めます。

以下を生活文化軸に位置づけます。

夙川沿い	鳴尾地域
南部市街地山ろく部	有馬川沿い
今津西線沿い	

水と緑の軸

東六甲山系の緑、御前浜（香櫨園浜）などの海浜、夙川や武庫川などの河川など、豊かな自然環境が連続するゾーンに位置づけ、これらの自然条件を生かし、ゆとりとうるおいのあるまち並みの形成に努めます。

その他の河川や水路であっても同様に機能の維持・充実に努めます。

以下を水と緑の軸に位置づけます。

夙川	船坂川
東川	太多田川
津門川	名塩川
新川	六甲山系
武庫川	北山・甲山
仁川	なぎさ
有馬川	

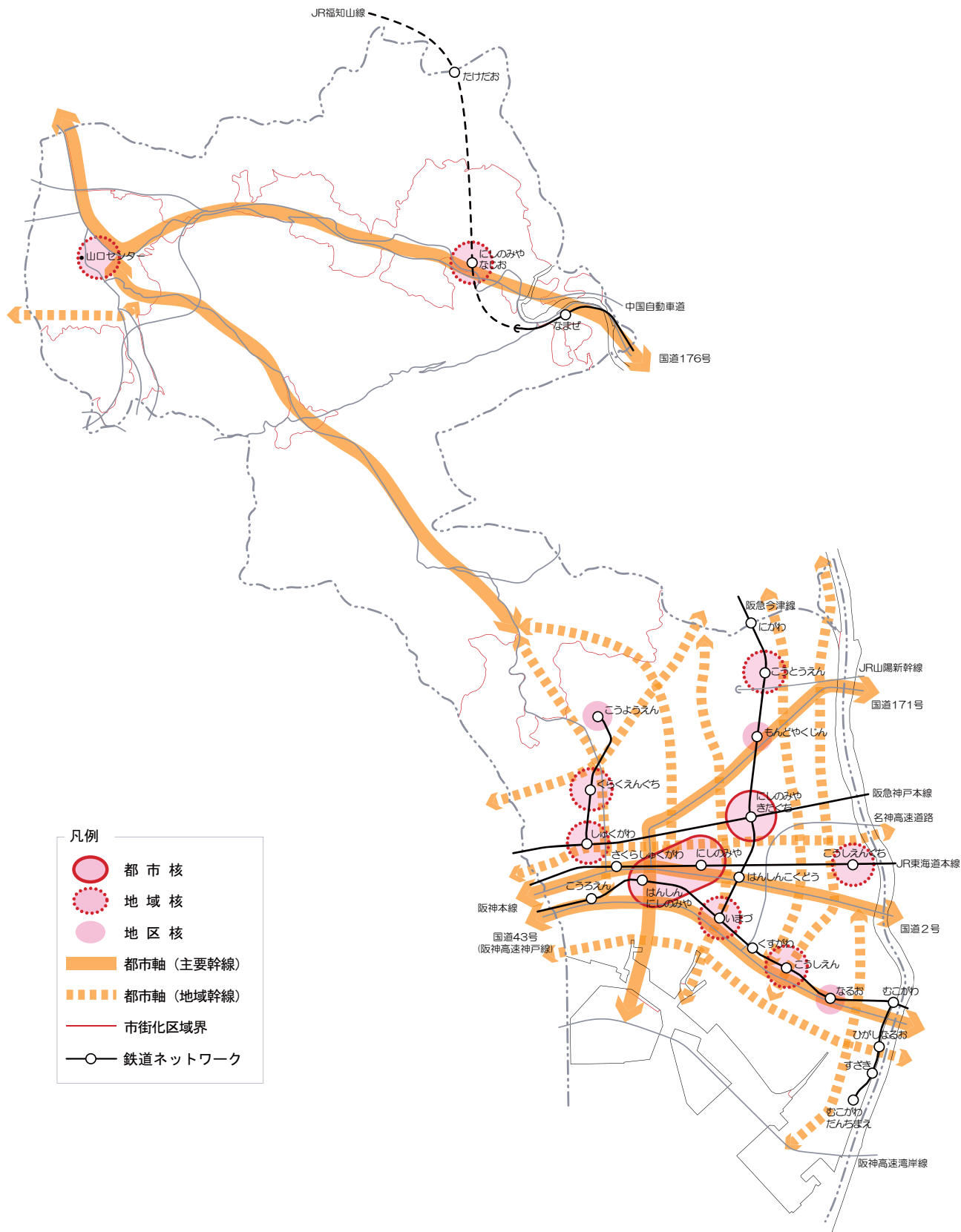
スポーツ・レクリエーション拠点

多くの市民が利用する若しくは市外からも利用者が訪れる公園などの施設をスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、機能の充実と活用を図ります。

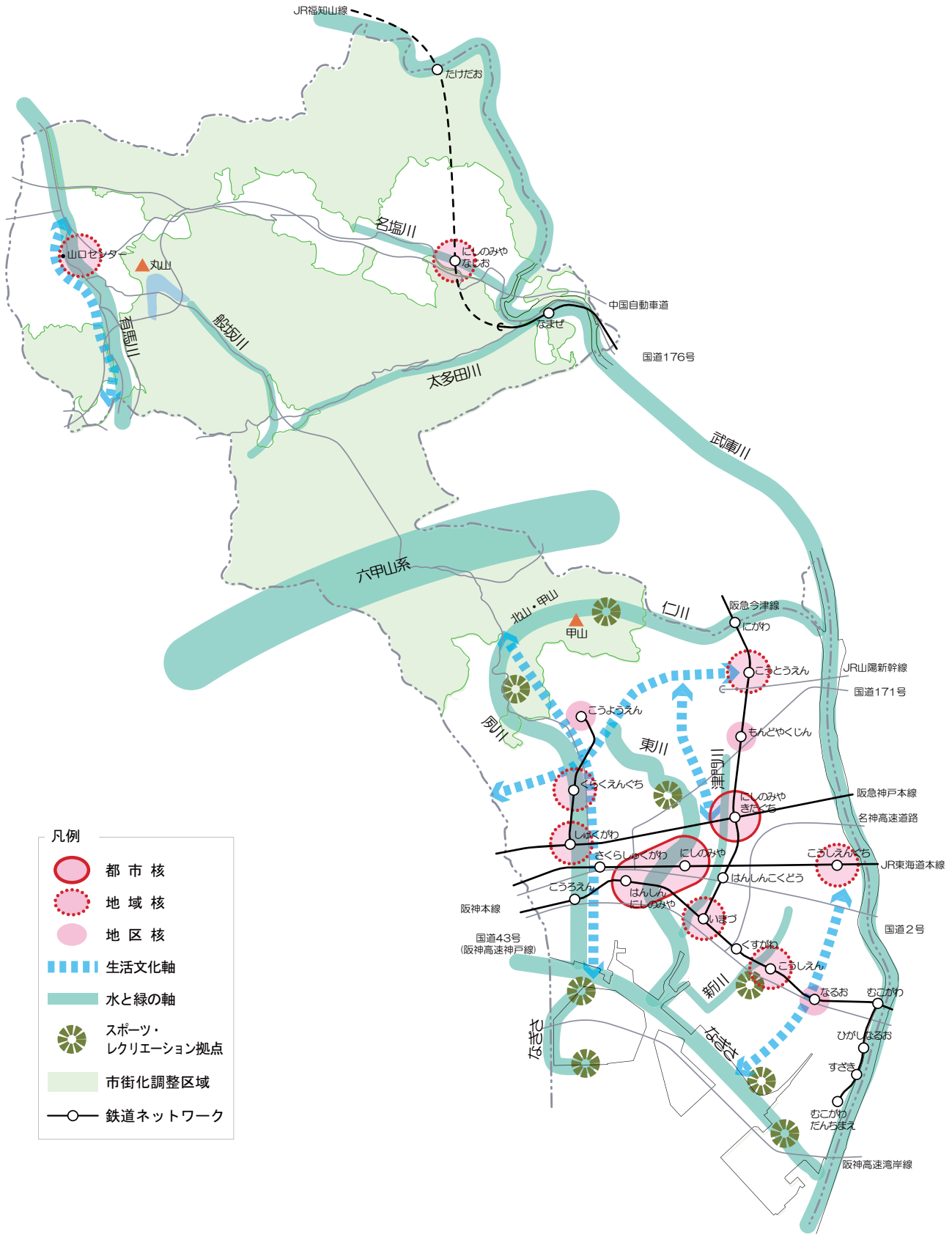
以下をスポーツ・レクリエーション拠点に位置づけます。

甲山森林公園	西宮浜総合公園
北山公園	西宮ヨットハーバー
西宮中央運動公園	浜甲子園運動公園
阪神甲子園球場	鳴尾浜臨海公園

■ 都市空間整備方針図



■ まちづくり方針図



02 土地利用の方針

基本方針

都市空間整備の方針にもとづき、本市の恵まれた都市環境を今後とも維持、向上させていくため、自然環境の保全に努めるとともに、地区の特性を生かし、快適な市民生活と活力ある都市活動が営まれるよう、次の方針にもとづき計画的な土地利用を推進します。

1 市街地ゾーンと自然緑地ゾーン

市街地ゾーン（市街化区域）

社会経済活動の動向等を踏まえ、住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地、文教地等、適正な土地利用を図ります。

都市環境や周辺の住環境などに与える影響が大きい大規模な土地利用の転換に際しては、文教住宅都市西宮にふさわしいまちづくりや良好な都市環境を誘導するため、用途地域等による土地利用制限にあわせ、必要に応じて地区計画等の指定に取り組みます。

地域ごとの指定容積率の使用状況を把握し、実態に合わせた見直しの検討を行うことにより、良好な住環境の保全と育成に努めます。

自然緑地ゾーン（市街化調整区域）

緑の保全を基本とし、保全緑地と共生緑地に区分し、市街地近郊の貴重な緑地として緑の保全と創造に努めます。

市街化区域内の未利用地において適正な土地利用を誘導することで、新たな市街地の拡大を防止し、市街化調整区域の保全に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	03 人やまちの品を育む美しいまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち		
基本方針	01 緑と水を身近にする	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る	06 元気にぎわいを生み出す

2 主要用途の配置の方針

市街地ゾーン

住宅地

低層住宅地

南部地域の甲陽園、苦楽園などの山ろく部や甲東園、仁川などの丘陵部、甲風園、甲子園、夙川周辺などの良好な住宅地並びに、北部地域の計画的に配置された大規模な住宅地などを、戸建て住宅を主体とする低層住宅地として位置づけ、今後とも良好な住環境の保全に努めます。

中低層住宅地

南部地域の低層住宅地に隣接する地区や、武庫川や夙川沿い、甲子園周辺などの比較的平坦な住

宅地並びに、北部地域の既成住宅地を、戸建て住宅や中層の共同住宅が立地する中低層住宅地として位置づけ、良好な住環境の保全に努めます。

中高層住宅地

西宮浜や武庫川団地など臨海部の大規模な住宅団地や、南部地域で中高層の共同住宅が集積する地区を、中高層住宅地として位置づけ、良好な住環境の形成に努めます。

都市型住宅地

都市核の周辺や主要な駅の徒歩圏を都市型住宅地として位置づけ、商業施設等との複合的、立体的な土地利用を図るとともに、商業活動と住環境が調和した利便性の高い市街地の形成に努めます。

農・住共存地

北部地域の上山口、中野、船坂、東久保、木之元など豊かな自然環境を有し、農地が多数残された地域を農・住共存地として位置づけ、良好な農住環境や田園風景の保全に努めます。

商業・業務地

商業・業務地

都市核における商業地を商業・業務地として位置づけ、商業・業務、教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能の集積と土地の合理的な高度利用を図り、阪神地域の拠点の1つとして充実、強化に努めます。

近隣型商業地

地域核など、その他の一般商業地については、住民の日常生活圏を考慮し、商業、医療・福祉等の日常に必要なサービス等の確保や、地域コミュニティの拠点となるよう魅力ある商業地としての環境づくりに努めます。

幹線沿道地

主要な幹線道路沿いの商業地については、商業集積や適正な沿道利用の誘導を図ります。

国道43号沿道については、道路環境の改善や、背後の住宅地に配慮した幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図ります。

工業・流通業務地

工業地

津門及び今津地域で、大規模な工場が立地する地域は、周辺環境との調和に配慮しつつ、既存産業の保全に努めます。

住・工共存地

津門や今津地域など、住宅と工場が混在する地域では、環境に配慮しつつ、産業立地条件の維持改善に努め、環境対策の充実など、住宅との共存に努めます。

流通産業地

埋立地の工業・流通業務地や阪神流通業務団地は、産業活動の振興、流通機能の向上に努めます。

歴史的産業地

伝統的地場産業の酒造業が集積する酒蔵地帯では操業環境の保全に努めます。

文教地

本市には特色ある大学等が立地し、文教住宅都市のイメージを形成する大きな要因となっています。これらを文教地として位置づけ、教育環境の保全を図るとともに、周辺との調和、景観に配慮しつつ、機能充実のための条件整備に努めます。

自然緑地ゾーン

保全緑地

国立公園などに指定されている豊かな緑が残された地域を保全緑地として位置づけ、開発を防止し、市街地近郊の貴重な緑地としての保全に努めます。

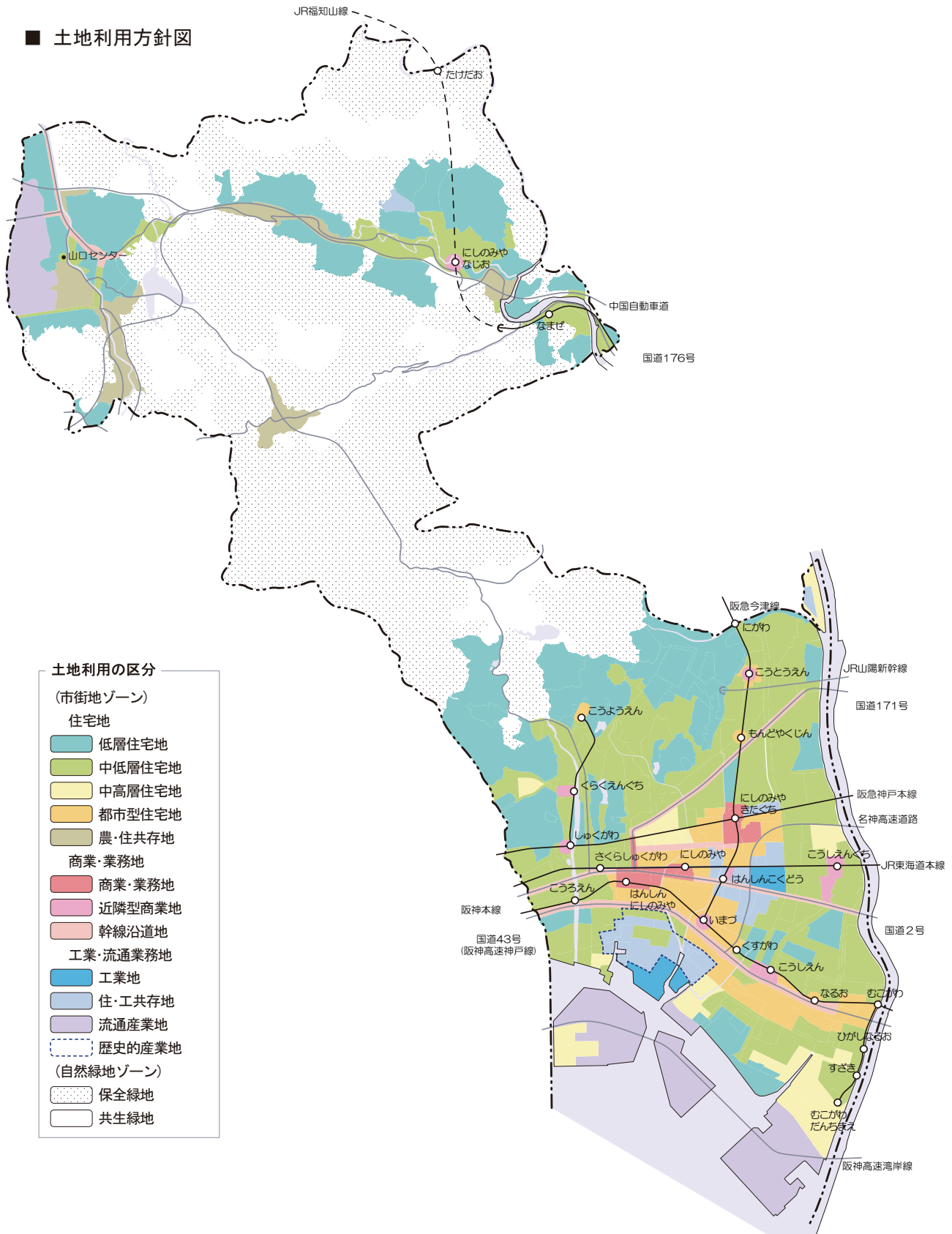
共生緑地

保全緑地以外の自然緑地ゾーンを共生緑地として位置づけ、無秩序な都市化を抑制することを基本とし、緑の保全と創造に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	03 人やまちの品を育む美しいまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち		
基本方針	01 緑と水を身近にする	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る	06 元気にぎわいを生み出す

■ 土地利用方針図



土地利用の区分

(市街地ゾーン)

- 住宅地
 - 低層住宅地
 - 中低層住宅地
 - 中高層住宅地
 - 都市型住宅地
 - 農・住共存地
- 商業・業務地
 - 商業・業務地
 - 近隣型商業地
 - 幹線沿道地
- 工業・流通業務地
 - 工業地
 - 住・工共存地
 - 流通産業地
 - 歴史的産業地
- (自然緑地ゾーン)
 - 保全緑地
 - 共生緑地

03 市街地・住環境の整備の方針

市街地整備

現況と課題

南部地域は、既成市街地を中心に戦前の耕地整理事業や戦後の戦災復興土地区画整理事業などにより市街地整備がおおむね完了しており、震災により大きな被害を受けた地域においても事業が完了し、良好な都市空間が形成されています。

計画的な市街地整備が進む一方、木造住宅等が集積する地区では道路などの公共施設の整備率が低い地域もあります。また、魅力的な都市核を形成するために阪神西宮駅・JR西宮駅周辺と阪急西宮北口駅周辺に都市機能を一層集積することが必要であり、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上や都市軸にふさわしい土地利用の誘導が必要です。

北部地域は、東六甲山系から北摂山系に広がる豊かな自然に恵まれた地域であり、大阪、神戸への通勤圏として大規模なニュータウンが整備され、地区計画等の指定により良好な住宅地が保全されています。今後は、既存集落や成熟したニュータウンなど、人口減少や高齢化等が進む地域における総合的なまちづくりの検討が課題となっています。

基本方針

都市機能が充実した魅力的な都市核の形成を図るとともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。

また、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上とともに、適正な土地利用を誘導します。

1 魅力的な都市核の形成

阪急西宮北口駅周辺地区および阪神西宮駅・JR西宮駅周辺地区を本市の都市核として、商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉など多様な都市機能の集約を図るとともに、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上や改善等により、魅力ある都市空間の形成に努めます。

阪神西宮駅の北側地区では民間資本を活用し、駅前広場等の再整備と良質な都市空間整備を誘導するとともに、市役所周辺では庁舎等の集約整備に取り組むなど、本市の都市核にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。

JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしい賑わいと魅力ある都市空間の形成を目指します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

04都市の魅力を高める

06元氣やにぎわいを生み出す

2 市街地の整備等

良好な市街地の形成

甲東瓦木地区では、土地区画整理事業によるまちづくりから、都市計画道路を主体としたまちづくりに整備手法を切り替えます。また、住民主体の取り組みの気運に応じて、地区計画や小規模な土地区画整理や、狭あい道路拡幅整備等の事業手法も活用して基盤施設の整備を促進します。

阪急神戸本線の武庫川橋梁部における新駅設置については、駅へのアクセス道路などのインフラ整備を検討するなど地域にふさわしい快適なまちづくりに努めます。

鳴尾地区では、連続立体交差事業に合わせた駅周辺の賑わいの創出や高架下等の有効利用など産・官・学の連携により地域活性化に取り組みます。

南部地域の既成住宅地で木造住宅等が集積する地区では、狭あい道路の改善、宅地の共同化等を促進するほか、地区計画等を活用して安全で良好な市街地の形成に努めます。

塩瀬地区では名塩ニュータウン等の住宅団地において、良好な居住環境と都市機能が調和する住宅市街地の形成に努めます。

山口地区においては、人口減少や高齢化等に対応する総合的なまちづくりの検討を進める中で、必要に応じて市街地の在り方や都市基盤施設の整備について検討します。

北部地域の既成住宅地では、通学路や生活道路の改良に努めるなど、住宅地としての環境改善のため、地区計画などの活用を含めた整備手法を検討します。

幹線道路沿道の整備

国道 43 号（広域防災帯）については、環境防災緑地の形成により、沿道の環境対策に努めます。

国道 2 号沿道については、延焼遮断帯等としての機能強化と土地の高度利用のため、建築物の不燃化や宅地の共同化等を誘導します。

国道 171 号などの主要幹線道路沿道については、都市軸としてふさわしい土地利用となるよう建物、施設の誘導に努めます。

丸山線の沿道については、地域特性に応じた健全な土地利用を図るための整備手法を検討していきます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

03 人やまちの品を育む美しいまち

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

03 地域の個性を活かす

04 都市の魅力を高める

05 安全と安心を守る

住宅ストックと住環境の整備

現況と課題

少子化や高齢化の進展とともに、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、住宅・住環境をとりまく状況は大きく変化してきており、本市では総合的な住宅施策への展開をはかるため、平成14年（2002）に住宅マスタープランを策定し、平成23年（2011）に改定しています。

良好な住宅ストックを形成するとともに、資源の有効利用を図るため、住宅を短いサイクルで建替えるスクラップ&ビルド型社会から、大切に長く使うストック型社会への転換が求められています。また、老朽化した大規模な住宅団地の建替えに際して、地域特性に応じた多様な住宅を形成する必要があります。

その一方で、ライフスタイルや年齢に応じて、住民が適切な住宅を選択できる方策を検討する必要があります。また、近年増加傾向にある空き家の縮減を図るため、既存の住宅ストックを適切に維持し、市場での流通促進を図る必要があります。

また、文教住宅都市の基調となっている良好な住宅地が形成されている地区においては、これらを保全・向上していくことが課題となっており、住民の手による住環境を保全する活動を支援する必要があります。

基本方針

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会的状況の変化に対応した多様で良好な住宅ストックを形成するとともに、既存の住宅ストックの適切な維持と活用を図ります。

また、文教住宅都市の基調となっている多様で良好な住環境の保全・向上を図るとともに、地区計画など住民の主体的なまちづくりを支援します。

1 住宅ストックの形成と維持・活用

良好な住宅ストックの形成

阪神西宮駅の北側及びJR西宮駅の南側においては、土地の合理的な高度利用を図ることで魅力的な都市核を形成するため、計画的な都市機能の更新に合わせて、都市型住宅を形成します。

大規模な住宅団地等の建替えに際しては、地域特性に応じた多様で良好な住宅ストックの形成を図ります。特に、建替えが進む浜甲子園団地では、UR都市機構等と連携し、周辺環境に配慮しつつ、地区内に戸建住宅地区を設け、景観重点地区に指定するなど良好な住宅地の形成に努めます。

住生活の向上と環境への負荷の低減を図るため、長期優良住宅などの制度を活用して長寿命化に配慮した質の高い住宅の整備を誘導します。

高齢者や障害のある人等に対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図ります。そ

の中核となる市営住宅については長寿命化を促進し、老朽化した市営住宅の廃止・統合により効率的な住宅整備を進め管理戸数の適正化を図ります。併せて、高齢者等の入居を敬遠しない民間賃貸住宅の供給増加へ向けた仕組みを検討します。

既存の住宅ストックの適切な維持・活用

急速な高齢化が進む武庫川団地では、既存ストックを活用し、UR 都市機構・大学等と連携しながら多様な世代が居住できる仕組みを検討します。

既存の住宅ストックを長期にわたり有効活用できるよう「住宅耐震改修促進事業」による耐震化や「人生 80 年いきいき住宅改造助成事業」によるバリアフリー化を促進します。

各種専門家と協働して、多様化する住まいのニーズに対して適切に助言できる相談体制と情報提供の仕組みを充実します。特に、高経年の分譲マンションに関しては、管理セミナーの開催や専門家及び NPO 等との連携などにより、適切な維持管理、建替えなどを支援します。

空き家を含む市内の良質な住宅ストックについて、持家から賃貸への転換を促進するため、戸建持家の市場流通を目的としたマイホーム借上げ制度への支援などを通じて、年齢層や生活スタイルの変化に応じた住み替えを促進するとともに、地域づくりを目的とした活動への利用に対する支援を図ります。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	05のびやかなつながりを育むまち	
基本方針	02環境と共生する	04都市の魅力を高める	05安全と安心を守る

2 良好な住環境の保全と向上

良好な住環境を確保するため、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」や「景観計画」などに基づき、開発行為などに対し、適正な規制・誘導を行うとともに、必要に応じて制度のあり方について検討します。

南部地域の山ろく部などに展開する良好な住宅地や北部地域の計画的に整備された住宅地においては、地区計画や建築協定などにより地域特性に応じた住環境の保全と向上に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	基本方針	03地域の個性を活かす	04都市の魅力を高める
------	------------------	------	-------------	-------------

3 住民主体のまちづくり

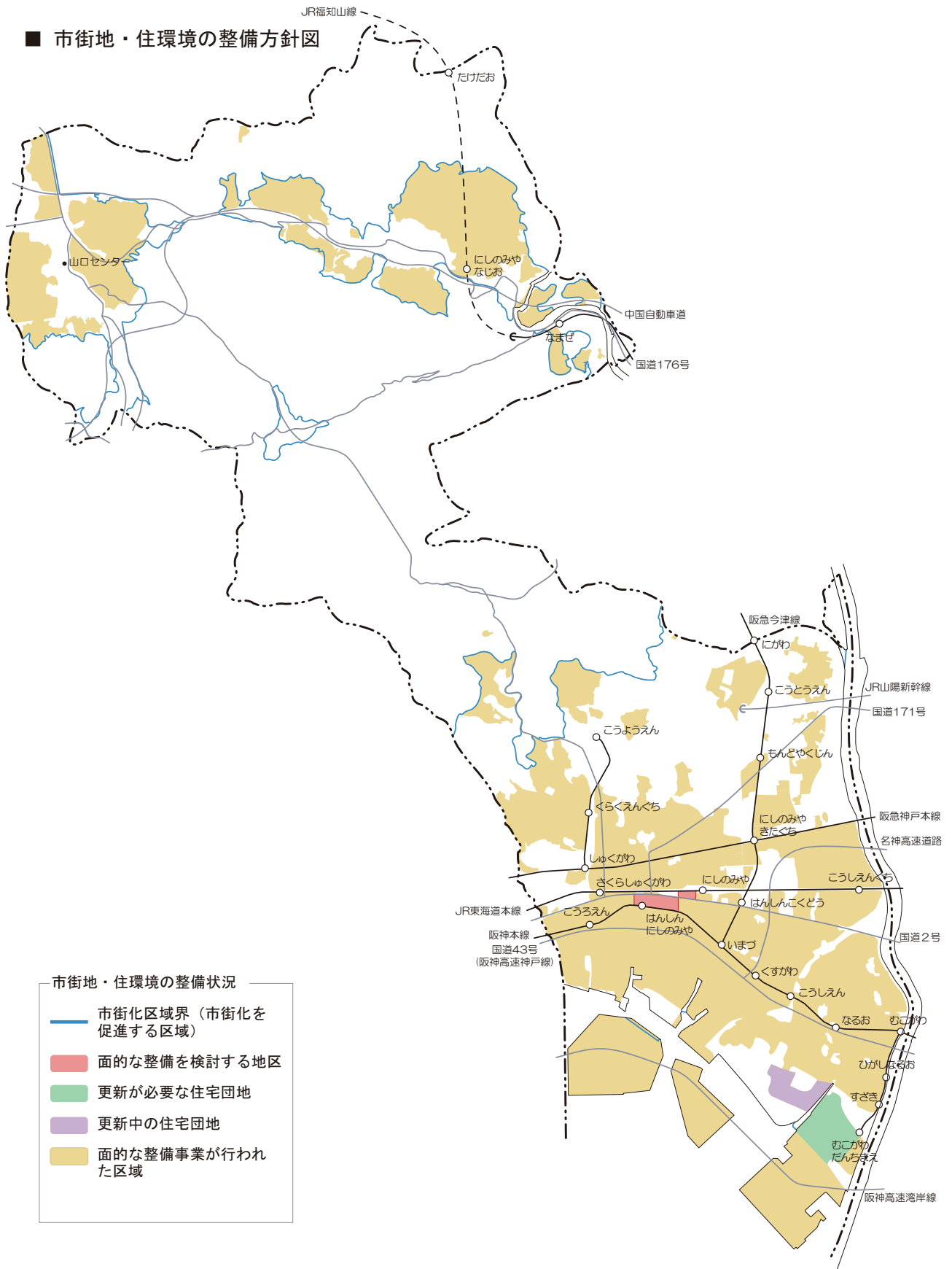
地区計画、景観重点地区、建築協定、緑地協定等を活用して、建物の高さや用途の制限、緑の確保などにより、地域特性に応じたまちなみの保全や住環境の改善・向上に取り組む住民組織に対し、専門家の派遣やまちづくり活動助成を行うなど、住民主体のまちづくりを支援します。

また、地域の住環境の改善・向上を目的とした地区計画など、地域内の環境整備の取り組みの中で必要となった広場や道路などの空間整備の実施を検討します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	06思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち	
基本方針	03地域の個性を活かす	04都市の魅力を高める	07地域のチカラを高める

■ 市街地・住環境の整備方針図



04 都市交通体系の整備の方針

都市の交通は、都市に住み活動する人々や、都市で生産、流通、消費される物の移動手段として、市民の日常生活や産業活動を支えるだけでなく、地域間の連携や交流を促進するなど、まちづくりを進める上で重要な役割を果たしています。

鉄道、バス、自動車、二輪車など都市の交通手段については、それぞれが持つ特性を生かし、役割を分担し、相互の補完を図り、市民にとって利便性の高い都市交通体系の確立が必要となっています。

公共交通の利便性向上

現況と課題

今後、高齢化の進展に伴って、市民の足を確保する面からも、鉄道とバスを中心とした公共交通機関の果たす役割はますます重要となっています。

市内の鉄道は、南部地域では、幹線として東西方向に JR 東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線、支線として南北方向に阪急甲陽線・今津線、阪神武庫川線が整備されています。北部地域の東側には JR 福知山線が整備されており、西側の山口地域には鉄道はありませんが、平成 21 年(2009)から山口地域と南部市街地を直接連絡するさくらやまなみバスが運行しています。

鉄道駅としては市内全体で 23 駅あり、バス路線とあわせておおむね生活圏をカバーしています。一方、阪急神戸本線の武庫川橋梁部の新駅設置について、近接市や鉄道事業者と協議検討を進めるとともに、新駅周辺での住環境や交通、安全性など総合的な検討が必要です。また、阪神西宮駅・甲子園駅・鳴尾駅・JR 甲子園口駅などでは駅前広場やアクセス道路など、鉄道と他の交通機関との結節機能の整備が課題となっています。

バス路線は、さくらやまなみバスを除き、民間バス事業者により、鉄道網を補完するようにおおむね市域全域で整備されていますが、バス停までの距離が遠く地形的な高低差が大きい地域など、バスの利用が不便な地域が存在しています。

基本方針

商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積する鉄道駅を核としたコンパクトなまちづくりの推進のため、すべての人が移動しやすい交通環境の充実に努めます。

居住地と鉄道駅及び公共施設などを効率的に連絡するアクセス道路の整備や、駅前広場などの交通結節点の機能強化により、路線バスの定時性や速達性を高めるとともに、バス路線の再編を図るなど、鉄道とバスを中心とした公共交通ネットワークの形成を図ります。

1 鉄道の利便性向上

阪神本線連続立体交差事業の実施により沿線地域の環境改善や道路交通の利便性や安全性の向上を図るとともに、鉄道事業者と連携しながら駅舎のバリアフリー化を推進し、鉄道施設の整備、充実に努めます。

駅間距離が長い区間で、沿線において一定の市街化が進んでいる地域では、鉄道駅の設置を契機として、駅周辺の一体的なまちづくりや土地の有効活用を効果的に進められることから、新駅設置の可能性も含めて公共交通の利便性向上策を検討します。

鉄道利便性が低い阪急神戸本線の武庫川橋梁部への新駅設置について、近隣市や鉄道事業者との協議・検討を行うとともに、駅周辺のまちづくりについて地域とともに検討します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	02 環境と共生するまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	06 元気ににぎわいを生み出す

2 バスの利便性向上

鉄道駅までのアクセス道路の整備や交通結節点の機能強化に併せて、バス路線の利便性を高める再編等について、地域や利用者の協力を得ながら関係機関との協議を行います。

山口地域と南部市街地を直接連絡する基幹交通であるさくらやまなみバスについて、利用者数の増加に向けた事業を推進するなど、更なる事業効率の改善に努めます。

既存バス路線で対応できない地域における移動手段の確保を目的としたコミュニティ交通について、地域の主体的な取組みを支援します。

バス停留所における上屋やベンチ設置による待合環境の整備、ノンステップバスの導入を推進します。

バスロケーションシステム導入等による運行情報のICT化やICカードシステムを活用した運賃の乗継割引制度等の導入を推進します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	02 環境と共生するまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
	06 思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち		
基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	06 元気ににぎわいを生み出す
			07 地域のチカラを高める

3 交通結節点の強化

阪神西宮駅北側の駅前広場における公共交通のアクセス性の向上など、本市都市核の主要駅として相応しい再整備の検討を行います。

阪神甲子園駅の駅舎改築にあわせた駅前空間の再整備や、JR 甲子園口駅の駅前広場の安全確保など、既存の駅前広場の再整備や機能拡充について検討します。

阪神本線連続立体交差事業と併せて、阪神鳴尾駅北側に、駅前広場及びアクセス道路を整備し、鉄道と自動車・自転車・歩行者などとの結節機能の強化を図ります。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	04 都市の魅力を高める	06 元氣やにぎわいを生み出す

道路の整備

現況と課題

道路は、市民生活と産業活動を支え、また災害時には避難路、救援路、延焼遮断帯ともなる重要な都市基盤であり、沿道の土地利用などまちづくりを進めるうえで大きな役割を担っています。同時に市民が日常生活を営む大切な空間でもあり、人と環境に配慮した道づくりが求められています。このため、市民生活と産業活動の利便性を高め、災害に強い良好な市街地の形成をめざし、道路ネットワークの整備や道路環境の改善を図ることが課題となっています。

市域を通る広域幹線道路は、南部地域では、国道2号、43号、171号をはじめ名神高速道路、阪神高速道路神戸線・湾岸線があり、北部地域では、国道176号、中国自動車道、阪神高速道路北神戸線があります。市内の都市計画道路の整備状況としては141路線、総延長182.2kmのうち、152.0km、進捗率は83.4%です。

鉄道と道路の平面交差は、交通渋滞や踏切事故を招くだけでなく、地域が分断され一体的な市街地形成にも支障をきたしています。このため、阪神本線に引き続き、阪急神戸本線の連続立体交差事業の事業化検討を進めています。

道路環境の改善については、騒音や振動など沿道の生活環境への影響を緩和するため車道の舗装改良を順次進め、また快適な歩行者空間を確保するため、新たに整備された道路などで無電柱化の推進、歩道の修景化を行ってきました。さらに、児童や高齢者、車いす利用者などの安全で円滑な通行を確保するため、歩道の新設や段差解消に努めています。

基本方針

市民生活や産業活動の利便性を高め、また、災害に強いまちづくりを進めるため、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を進めます。

同時に、鉄道との立体交差化を促進し、自動車交通流の円滑化を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するなど道路環境の改善に努め、人と環境に配慮した道づくりを進めます。

1 道路ネットワークの形成

広域幹線道路の整備

広域幹線道路の整備については、国道176号の整備、県道生瀬門戸荘線の拡幅整備など、交通の円滑化や災害時の代替機能の確保を図ります。

また、西宮北道路の無料化、名神湾岸連絡線の計画の具体化などを国、県等に要請します。

地域内幹線道路の整備

地域内幹線道路の整備については、交通の円滑化、バス路線の強化・拡充、中心拠点等への交通アクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などに資する路線を中心に、道路ネットワークの形成を図ることとし、適宜、都市計画道路網や都市計画道路整備プログラムの見直しなどを行うことにより、選択と集中による効率的な整備を推進します。

現在、事業中の山手幹線（熊野工区）と競馬場線の整備を促進するとともに、武庫川広田線、今津西線、丸山線、甲子園段上線の事業化に向けた検討を行います。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る

2 鉄道との立体交差化の促進

交通渋滞や踏切事故、市街地の分断を解消するため、阪急電鉄神戸本線の連続立体交差事業の事業化の検討を行います。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	-------------

3 道路環境の改善

道路の改良整備

幹線道路については、沿道環境への影響を緩和するため、渋滞交差点の解消を図るとともに舗装改良などを進めます。

市民生活に直結する生活道路については、地域の住環境の改善・向上を目的とした地区計画などの取り組みの中で、必要に応じて住民との協働により整備手法を検討するほか、助成制度を活用し狭あい道路の拡幅整備を引き続き進めていきます。

橋梁等の道路施設の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。

安全で快適な歩行空間の確保

交通安全施設を整備するとともに、鉄道駅や学校、商店街など人が集まる施設周辺において、高齢者や障害のある人などすべての人が安心して通行できる歩道等のバリアフリー化などを行います。

広幅員の幹線道路においては、適切な歩道幅員の確保と緑化に努めます。

踏切道改良のため鉄道事業者と協議を進めることや、橋梁の拡幅等により歩道を確保するほか、引き続き通学路等の歩道の新設や改良に努めます。

都市核や都市の骨格を形成する幹線道路などにおける無電柱化の推進により、景観の向上を図ると共に、快適な道路空間の確保や防災機能の強化に努めます。

通学路の安全対策について関係機関と連携し、児童等の安全が確保できるよう努めます。

自転車利用者と歩行者等とが安全で円滑な通行を確保できるよう、自転車の走行環境の改善に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」



駐車対策の推進

現況と課題

自動車交通の増大と駐車場不足などにより路上駐車が多発したことを受け、平成5年（1993）には、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を「駐車場法」にもとづく駐車場整備地区に指定しました。しかし、現在では、自動車交通量の減少傾向が顕著になり、自動車保有台数も減少に転じてきているなど、自動車を取り巻く社会経済状況が大きく様変わりしています。

今後は、中心市街地では、一般車両の流入を抑制するため、駐車場の適正配置や既存の駐車場ストックを活用することを検討する必要があります。

通勤、通学、買物などに利用される自転車が、鉄道駅や商業施設に集中したことを受け、昭和58年（1983）以降、「自転車駐車場の設置および管理に関する条例」および「自転車等の駐車秩序に関する条例」にもとづき、駅周辺に自転車駐車場を順次整備するとともに、自転車等放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の減少に努めてきました。

現在では、通勤、通学者の放置自転車は減少しているものの、大型商業施設等の店舗利用者等の放置自転車は依然として多く、新たな対策が必要となっています。また、自転車による事故の多発などを背景に、平成27年（2015）道路交通法が改正されるなど、適正な自転車利用が求められています。

基本方針

駐車場整備地区の活用や民間開発事業者への指導など、駐車場整備とその有効利用を促進するほか、警察や事業者、地域住民と連携して路上駐車の解消に努めます。

また、駅周辺では鉄道事業者の協力を求めるとともに、駐車需要が見込まれる施設に自転車駐車場の確保や適正な管理を求めるとともに、自転車利用の適正化を図ることで、放置自転車の解消に努めます。

1 適切な駐車場の整備と活用

駐車場整備地区の活用

中心市街地への一般車両の流入を抑制するため、駐車場の適正配置に努めるとともに、歩行者動線やまちのにぎわいに配慮するため駐車場整備地区の活用について検討します。

駐車場の整備

中心市街地での駐車場整備については、時間貸し駐車場などの既存ストックの活用についても十分考慮して検討を行います。

一定規模以上の建築物について、「駐車施設附置条例」などにより需要に合わせた駐車場の適切な整備に努めます。

違法駐車等の対策

違法駐車等防止重点地域では、指導・啓発活動の実施とともに取締り強化など、警察や事業者、地域住民との連携を図りながら路上駐車の解消に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

2 自転車利用の適正化

自転車駐車場の整備

鉄道事業者の協力を求め駅周辺での自転車駐車場の整備を進める。また、駐車需要が見込まれる施設に対しては、適正な自転車駐車場の確保や管理を求めます。

さらに、既存の自転車駐車場については、料金の見直しや利用者のニーズに合わせたサービスの向上によって利用促進を図ります。

放置自転車の解消

自転車の正しい交通・駐車ルールの指導、啓発を一層進め、放置自転車に対しては移動撤去を継続的に実施するとともに、地域住民とも協力しながら放置自転車の解消に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

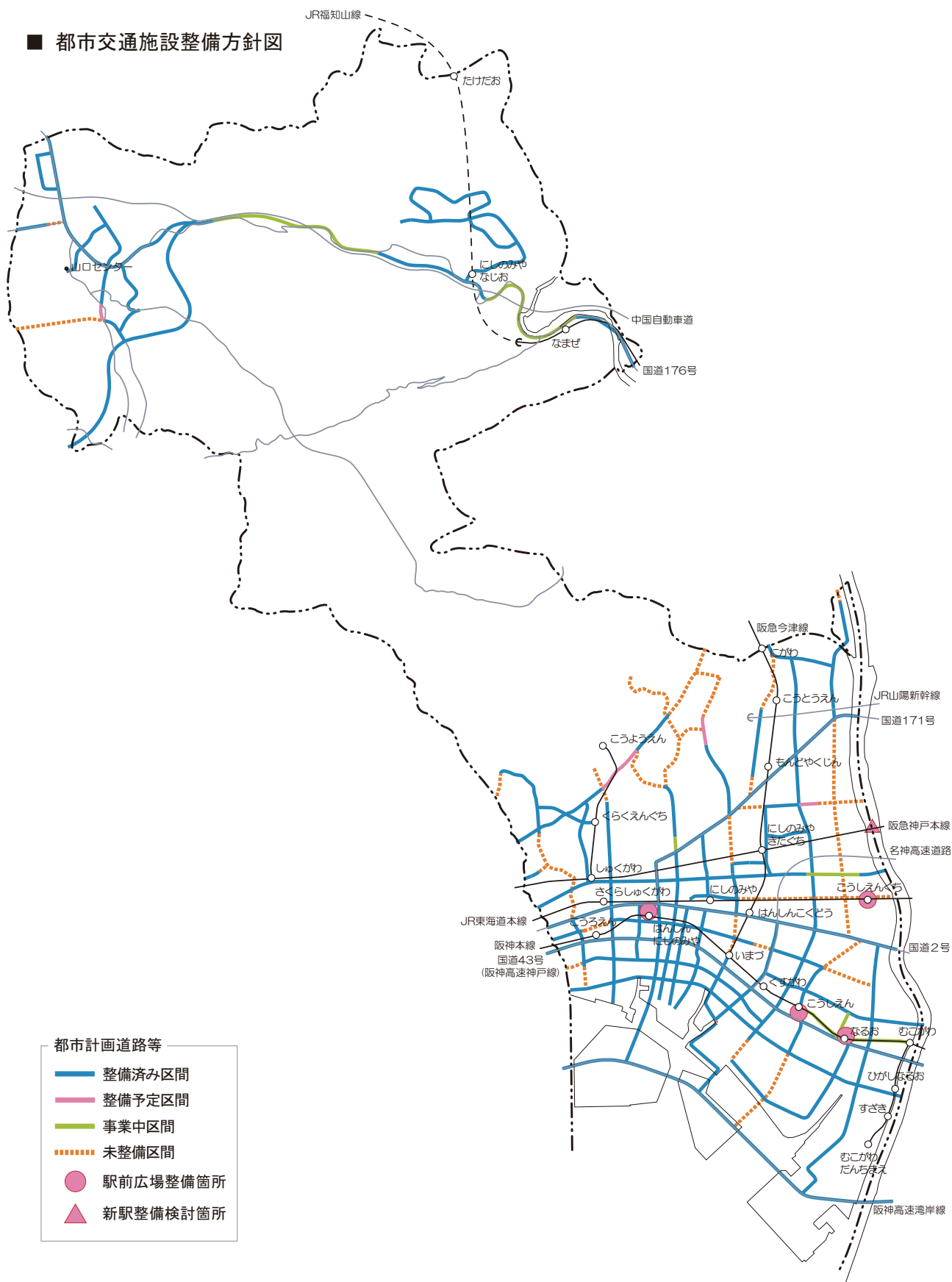
ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

■ 都市交通施設整備方針図



- 都市計画道路等
- 整備済み区間
 - 整備予定区間
 - 事業中区間
 - - - 未整備区間
 - 駅前広場整備箇所
 - ▲ 新駅整備検討箇所

05 都市環境の形成の方針

都市の緑は、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観形成などのさまざまな機能を持っています。

安全で快適なうるおいのある都市環境を形成するためには、公園のみならず、水辺空間も含むあらゆる緑やオープンスペースの保全・創造は不可欠なものであり、そのためには行政と住民などが協力しながらまちの緑づくりを進めていくことが必要です。

自然環境の保全と活用

現況と課題

本市は、六甲山系から北摂山系にかけて豊かな樹林地が広がり、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地内の神社、寺院の樹林などの自然緑地に恵まれています。また、臨海部の甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）には多くの野鳥が飛来する貴重な干潟や砂浜が残されています。

こうした自然環境は、生物の生息空間だけでなく、都市の背景、ランドマークともなり、都市にゆとりとうるおいを与え、市民の憩いとレクリエーションの場としても重要な役割を果たしています。

この自然環境を保全するため、法にもとづく国立公園、風致地区、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、鳥獣保護区等の指定のほか、「自然と共生するまちづくりに関する条例」にもとづく生物保護地区、景観樹林保護地区、保護樹木の指定を行ってきました。

近年の市街地の拡大により身近な自然、緑地の減少がみられ、市民にとって貴重な財産である自然環境を保全、育成し、水害や土砂災害などに対する安全性を高めるとともに、レクリエーションの場等として活用していくことが重要となっています。

基本方針

人と自然が共生できるまちをめざし、豊かな自然環境の保全、育成に努めるとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用します。

1 自然緑地の保全と活用

六甲山系や甲山をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園、風致地区、近郊緑地保全区域として引き続き保全に努めます。

市街化調整区域については、緑地の適切な保全と育成に努めるとともに、農地の維持を図ります。

六甲山系をはじめとする山ろく部一帯の自然緑地については、砂防事業とあわせて緑地の保全と育成の推進を国、県に要請します。

市街化区域における緑地及び農地については、都市の貴重な緑として周辺の住宅地等と調和するよう風致地区や生産緑地地区等として保全育成します。また、生産緑地地区については追加指定の検討を定期的に行います。

神社、寺院等の樹林については、「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく景観樹林保護地区として保全を図ります。

一団の緑地でレクリエーション等の活用が可能な場所については、「都市緑地法」に基づく市民緑地制度による保全について検討します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	基本方針	01 緑と水を身近にする	02 環境と共生する
------	------------------	--------------	------	--------------	------------

2 水辺環境の保全と活用

臨海部では、甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）の貴重な自然海浜の保全に努めます。

これらを通じて、夙川上流から海辺を経て武庫川上流へと繋がる親水性の高いウォーターフロントのネットワーク形成に努めます。

親水施設の配置や自然に配慮した工法による河川・水路の整備を進めるほか、市民が親しめる水辺空間の整備を推進します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	基本方針	01 緑と水を身近にする	02 環境と共生する
------	------------------	--------------	------	--------------	------------

3 生き物の生息空間の確保

貴重な動植物が生息する、自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区は、生物多様性に配慮した保全体制の充実を図り、持続可能なかたちでの利活用を推進します。

河川、水路、ため池など、生き物にとって貴重な水辺は、生物多様性に配慮した生育環境の保全を図り、新たな水辺の整備については、生育環境の形成に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	基本方針	01 緑と水を身近にする	02 環境と共生する
------	------------------	--------------	------	--------------	------------

都市緑化の推進

現況と課題

公園緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場であると同時に、都市に美しさとうるおいをもたらす貴重な空間であり、また、災害時には、市街地内における避難地、救援基地として、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

都市公園の開設面積は、平成 27 年（2015）3 月末現在、481 か所、446.75ha で、市民一人当たり約 9.17㎡となっています。

緑化の推進については、公園緑地の整備に加え、道路や学校などの公共施設の緑化に努めるとともに、緑地協定の締結、緑化助成、緑化啓発イベント、地域での住民主体の緑化活動の支援など多様な民有地緑化事業を推進する必要があります。

基本方針

公園緑地の整備を進めるとともに、防災にも配慮したみどりのネットワーク化に努めます。また、市民・事業者、行政が一体となって緑化に取り組み、花と緑のまちづくりを推進します。

1 公園緑地の整備

公園配置の方針

長期未着手の都市計画公園については、公園に期待される様々な機能（環境・景観・防災・レクリエーションなど）の面からその必要性を精査し、必要性が低下している施設については廃止する方向で検討を行います。

公園が不足している地域においては、公共用地等の既存ストックや生産緑地の買い取り制度などを活用した公園整備について検討を行います。

公園整備の方針

地域住民が身近に利用し、子どもたちの遊び場、高齢者のいこいの場となる街区公園等の整備・改善に努めます。

西宮浜総合公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として再整備するとともに、自然海浜と一体となった御前浜公園を整備することで、水辺に親しむことができる魅力的なウォーターフロントの形成を図ります。

西宮中央運動公園をスポーツ・レクリエーションの拠点に位置づけ、スポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、また災害時の活動拠点として再整備します。

また、浜甲子園団地の建て替えにあわせて、引き続き適切な公園整備を誘導します。

その他既存の公園については、施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理に努めます。

特色ある公園づくり

生物多様性に配慮するとともに、駅前や住宅地など地域の特性に応じた公園づくりに努めます。

日常清掃や除草など、身近な公園緑地の管理にあたっては、地域住民の参加を促進するほか、指定管理者制度を活用するなど公園緑地全体のより効率的な管理運営を推進します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	基本方針	01 緑と水を身近にする
------	------------------	--------------	------	--------------

2 緑のネットワークづくり

水と緑の軸である夙川や武庫川などの緑地と公園や街路樹などとの緑のネットワーク化を図り、市民の散策や憩いの場あるいは動物たちの移動空間として、また災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を高めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	基本方針	01 緑と水を身近にする
------	------------------	--------------	------	--------------

3 緑化の推進

公共公益施設の緑化

道路の緑化については、路線ごとに特色ある樹種を選定し、統一的な美しさのある緑の増量と質の向上に努めます。また、河川については、緑の保全に努めます。

公共建築物については、周辺との環境に配慮しつつ、道路に面する部分を中心に積極的な緑化の推進に努めます。

市民主体の緑化

地域での市民主体の緑化活動を支援する「花と緑のまちづくり」を推進します。

緑化助成、緑のリサイクル、緑化啓発イベント、花のコミュニティづくりなど各種事業を引き続き実施します。

北山緑化植物園や花工房など緑化推進施設の連携により、個人の緑化意識の啓発を図るとともに市民緑化ボランティアを養成します。

地域巡回アドバイスなど各種支援を行い、地域での緑化活動の推進と緑化意識の啓発に努めます。

開発や建築行為に対して敷地内や屋上の緑化を指導するとともに、緑地協定の締結を促進します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	02 環境と共生するまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち
基本方針	01 緑と水を身近にする	02 環境と共生する	

効率的なエネルギー利用の推進

現況と課題

本市では、平成 15 年（2003）に環境学習都市宣言を行い、平成 17 年（2005）に市の環境に関する総合的な計画である「西宮市新環境計画」を策定しました。平成 22 年（2010）には「持続可能な地域づくり ECO プランー西宮市地球温暖化対策に地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し地球温暖化対策に取り組み、平成 26 年（2014）には「西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画」を策定し、家庭や事業所における省エネルギーの取り組みや、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーの普及を進めています。

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加により、地球温暖化は世界的に喫緊の課題となっており、低炭素都市の実現に向けた取り組みが重要です。

スマートシティなどエネルギー政策に関して近い将来に目指す都市像の可能性について、調査、研究を進める必要があります。

再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に向けた取組みを全市的、総合的に推進するための施策、体制を確立していくことが必要です。

基本方針

低炭素のまちづくり、省エネルギーへの取組みと再生可能エネルギーの導入により、持続可能なまちづくりを推進します。

1 低炭素のまちづくり

地域の産業・文化・教育等の特性を踏まえたスマートコミュニティの調査と研究を行い、今後の整備に向けた検討を行います。

環境に優しいまちづくりのために公共交通機関の利用環境の向上を促進するとともに、自転車利用者などの安全確保など走行環境の改善を図ります。

道路照明灯や防犯灯に、高効率な照明灯を採用し、省エネルギー化を図ります。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

02 環境と共生するまち

基本方針

02 環境と共生する

2 省エネルギーへの取組みと再生可能エネルギーの積極的な導入

公共施設において、太陽光発電設備の整備や省エネルギー設備・機器などの導入を推進し、またエネルギー使用状況の「見える化」の促進に努めます。

戸建住宅や事業所等に対して、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備・機器の導入と建物の

省エネルギー改修等を積極的に検討、採用するよう促進します。

災害時等に最低限必要なエネルギーを供給できるよう、自立分散型のエネルギーシステムの確保について、普及に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

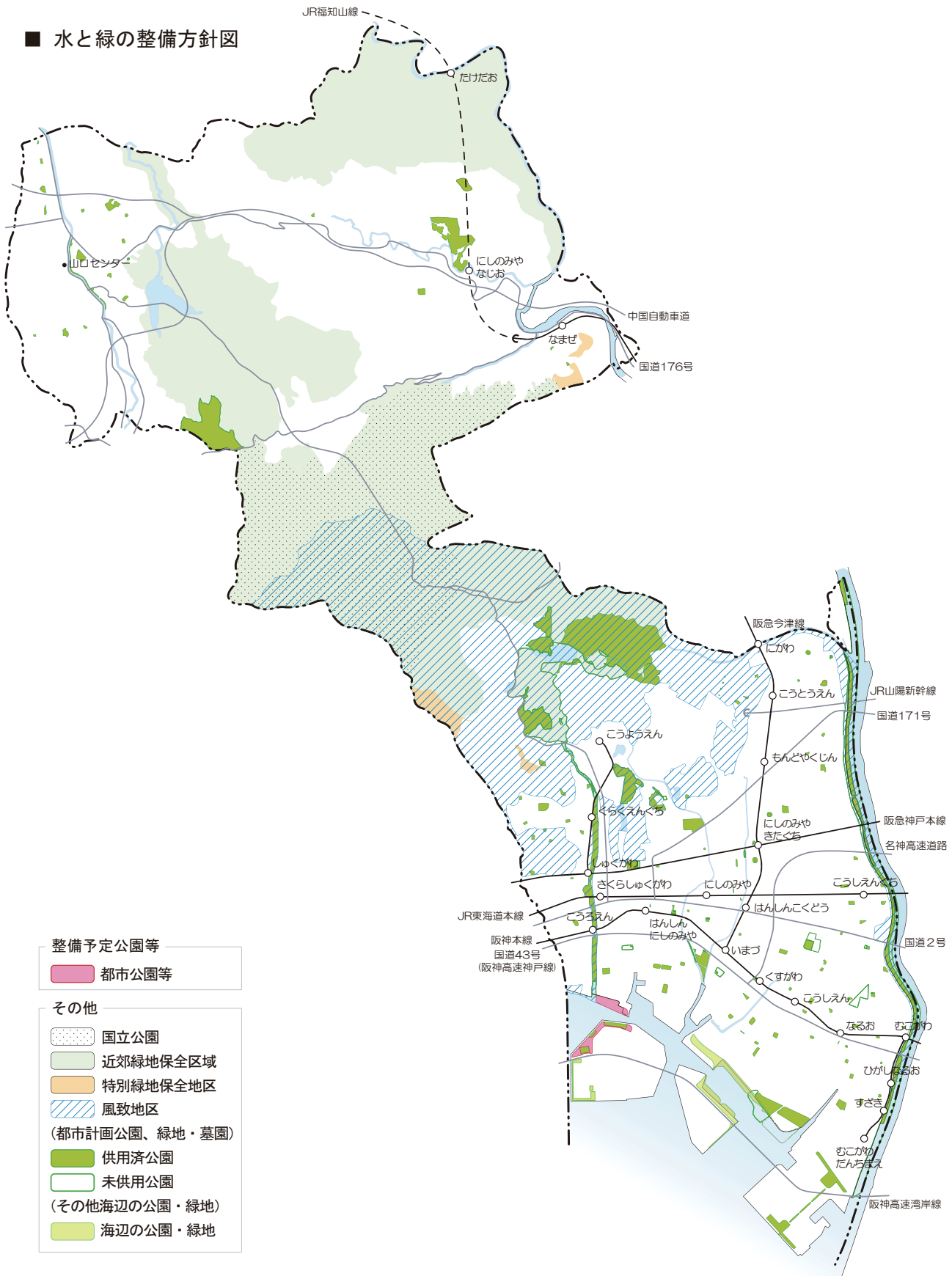
ビジョン

02 環境と共生するまち

基本方針

02 環境と共生する

■ 水と緑の整備方針図



06 都市景観の形成の方針

現況と課題

本市は、六甲山系から北摂山系への緑豊かな山なみ、大阪湾の海辺や武庫川、夙川などの自然環境とともに、六甲の山ろく部を中心に大正から昭和初期に形成された緑豊かで落ち着いたきのある低層住宅地や、大学などの個性的な近代建築物、街道の要衝としての歴史的背景にも恵まれたまちです。

こうした個性的で美しい都市景観をつくり、まもり、そだてるため、昭和63年（1988）に都市景観条例を制定し、翌年に策定した都市景観形成基本計画に基づき景観行政に取り組んできました。平成16年（2004）に景観に関する総合的な法律である景観法が制定された後、平成20年（2008）に本市は、景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を定めています。

これらに基づき、歴史的建築物等の保全、建築物等の景観誘導、公共公益施設のデザイン向上、都市景観表彰による啓発などの取組みを行っています。

近年、住民の価値観は、多様化・高度化し、量よりも質、効率よりもゆとりが求められるようになってきました。今後のまちづくりを進める上でも、都市の印象やイメージ、雰囲気醸し出す景観資源を活かした都市形成を行う必要があります。

基本方針

豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を生かしながら、住民・事業者・行政など全ての人々がそれぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、文教住宅都市として美しく魅力ある都市景観の形成を図ります。

1 地域の景観拠点づくり

地域を特徴づける歴史的建造物である武庫大橋や地域に親しまれシンボルとなっている建造物などを引き続き、都市景観形成建築物等に指定し保全を図ります。

夙川公園など西宮の都市景観の軸となっている河川や道路、公園を景観重要公共施設に指定し、整備保全を図ることで景観形成の先導的な役割を持つように努めます。

地域の景観形成に寄与する樹木、神社や寺院などの樹林を保全するとともに、地域の景観に影響を与える公共公益施設や大規模建築物などのデザインの向上を図り、地域の景観拠点づくりに努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

03地域の個性を活かす

04都市の魅力を高める

2 個性ある都市空間の保全と創出

シンボルの地区的景観形成

文教地区、自然と調和した夙川周辺、北部の既成集落、六甲山ろく部の風致地区など、特徴的なまちなみが面的に形成されている地区、また大規模土地利用転換や大規模団地の建替などを行う地区については、景観重点地区や地区計画等の指定に努めます。

建築等の景観形成

大規模な建築物に対し、景観計画に基づき形態、色彩、植栽などについて適切な指導・助言を行い、特にまちなみを形成する上で重要となる道路・公園との境界領域や周辺のまちなみとの調和に努めます。

面的に景観形成を図ろうとする地域では、景観重点地区や地区計画等を活用して、秩序あるまち並み、道路沿いの緑化などを誘導します。

また、屋外広告物について必要な規制を定め、これを適切に運用することにより、地域の良好な景観や風致を維持形成します。

道路や公園、河川等の公共空間に設置される各種公共サインの配置の適正化と美観向上を目指し、デザインマニュアルや設置要綱の策定のほか、良好な景観を担保するために景観重要公共施設や都市景観形成建築物等の指定にも取り組みます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

03地域の個性を活かす

04都市の魅力を高める

06元氣やにぎわいを生み出す

3 魅力ある公共空間の創出

緑豊かな公園緑地の整備とともに、主要な鉄道駅周辺や都市の骨格である幹線道路、歴史街道、河川や海岸線など水辺の修景緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。

建築物や橋梁などの公共建造物が地域の景観形成に積極的な貢献ができるように、緑化の推進やデザインの向上、ゆとりあるスペースの確保に努めます。

都市核のひとつとなる阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、個性かつ魅力的な都市空間及び景観の形成を図ります。

「都市景観向上のための無電柱化計画」に基づき、山手幹線（夙川駅周辺、中津浜線以東）などの主要幹線や特に修景化を図るべき路線で電線類の地中化を進めるとともに、大規模な開発事業の際に事業者と電線類の地中化について協議するなど、都市景観の向上に努めます。

広域的なレクリエーション拠点となる西宮浜総合公園と御前浜公園の整備にあたっては、自然環境や眺望を活かした住民に愛される魅力的な海辺の景観形成に努めます。

文化財や都市景観形成建築物等、地域のシンボルとなっている建造物等の周辺では、歴史性に配

慮した公共空間の形成に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	基本方針	03地域の個性を活かす	04都市の魅力を高める	06元気にぎわいを生み出す
------	------------------	------	-------------	-------------	---------------

4 住民、事業者との連携

都市の個性ある景観形成には、住民や事業者が自らのまちの景観に関心を向け、主体的に取り組むことが不可欠です。

このため、景観形成に貢献した建築物や活動を表彰する都市景観表彰を引き続き実施するとともに、景観に関する情報提供を行うことで、住民や事業者の都市景観についての関心を高めます。

景観重点地区や地区計画など景観形成に資する取り組みや地域の緑化活動などに対して支援を行います。

阪急神戸本線以北の良好な住宅地が形成されている山ろく部では、風致地区に指定されていることから、引き続き、住民とともに緑の保全に努めます。

また、「路上違反広告物追放推進員」と連携し、道路上の違反広告物の追放に取り組むことで、地域住民の関心、意識を高め、都市景観の維持向上を図ります。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	基本方針	03地域の個性を活かす	04都市の魅力を高める	07地域のチカラを高める
------	------------------	------	-------------	-------------	--------------

■ 景観特性図



07 下水道・河川の整備の方針

現況と課題

下水道は、市民生活や産業活動から発生する汚水を処理して公共用水域の水質を保全するとともに、衛生的な生活環境の確保や浸水を防除するなど、市民が健康で快適な生活を営む上で不可欠な事業であり、今後も施設整備の促進と適正な維持管理に努める必要があります。

本市の下水道整備は、市街化区域と将来市街化が予想される区域をあわせて 5,587ha を整備区域と定め、これを市が単独で処理場を持つ単独公共下水道の西宮処理区と、県が事業主体となり整備する武庫川流域下水道の上流処理区と下流処理区の 3 処理区に分け、整備区域全域の早期完了をめざし事業を進めています。

下水道整備については、近年多発している局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、現在整備中の下水道の排水能力を増強する対策が求められています。

また、大阪湾の水質環境基準を達成するため、高度処理の導入や合流式下水道を改善する取り組みを進めるとともに、下水処理水や雨水の再利用を図ることが求められています。

河川は、市内には主要な河川として兵庫県が管理する二級河川が 17 本あり、その他の河川と水路については西宮市指定水路として、適正な維持管理に努めています。

水害対策が緊急の課題となっている武庫川については、治水対策を強化する必要があります。兵庫県は平成 23 年（2011）に河川整備計画を策定し、河道掘削や堤防強化、貯留施設の整備などに取り組んでいます。

また、河川水路を改築する場合には、排水能力を増強するとともに、水辺環境を保全し、活用する観点から、親水施設の設置や自然に配慮した整備が求められています。

基本方針

下水道事業は、良好な水環境の創造や安心で安全なまちづくりなど多様なニーズに対応するため、雨水整備・合流改善・高度処理・改築更新などの事業を進めていきます。また、市民にうるおいを与える水辺空間の創造に努めます。

1 下水道の整備

水洗化の促進

全戸の水洗化を図るため、個別訪問等を行い、切り替えの必要性及び助成制度等について説明し、下水道への切り替えの促進に努めます。

浸水対策の推進

短時間の局地的な集中豪雨により発生する浸水被害を軽減するため、管渠の増設と併せて雨水貯留施設、浸透施設等の配置により時間雨量 55mm に対応する流出抑制型の施設整備を進めます。

良好な水環境の創造

合流式下水道の改善を進めるとともに、大阪湾の水質環境基準を達成できるよう高度処理施設への改築・増設を進めます。

下水道資源の有効利用

下水処理水や貯留した雨水の多目的利用を図るとともに、兵庫県が広域的に実施している汚泥処理事業において、下水汚泥の有効利用を進めます。

関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

02 環境と共生する

05 安全と安心を守る

2 河川・水路の整備

施設の老朽化対策、排水能力の向上を図るため、河川・水路の改修を進めます。

河川や水路を改築する場合には、親水施設の設置や自然環境に配慮した多自然川づくりの推進に努めます。

関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

05 安全と安心を守る

08 都市防災の方針

現況と課題

本市では、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けたことを教訓として災害に強いまちづくりを推進しています。また、東日本大震災における津波被害等、今後とも震災の教訓を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備、公共施設や建築物の耐震化・不燃化、防災拠点・貯水槽等の防災施設の整備など、災害に強いまちづくりを進めることが大きな課題となっています。

一方、台風や梅雨前線等の集中豪雨による自然災害は、防潮堤や下水道、砂防施設の整備、河川改修事業の進捗により減少してきていますが、局地的な集中豪雨は増加傾向にあり、現在も被害が発生しており、引き続き、下水道や河川など雨水排除施設の早期整備が課題となっています。

また、武庫川においては、古くからたびたび洪水が発生するなどの大きな被害を受けてきたことから、総合的な治水対策が求められています。

近年の土砂災害は北部地域においても集中的に発生しており、南部地域の山ろく部を含め、急傾斜地や河川部において土砂災害の危険性が高まっています。

今後は、南海トラフ地震による津波対策など、大規模災害にも対応できるよう、総合的な防災体制の確立とともに、市民と一体となって災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制の充実を図るとともに、事件や事故など市民生活における危機について、適切な対応がとれる体制の推進を図るなど、市民の安心・安全な確保に努めます。

1 都市防災力の強化

災害に強い市街地の形成

大規模火災時における延焼遮断帯等の機能を強化するため、国道2号沿道については、防火地域等の指定により耐火建築物の立地を促進します。

国道43号についても、沿道の環境対策とあわせ広域防災帯としての機能が高まるよう、国が進めている環境防災緑地等の形成を促進します。

新耐震基準以前の民間建築物等については、耐震化への啓発と改善を促進するとともに、公共施設については、計画的に耐震化を進めます。

併せて、木造住宅が密集する地区では、狭あい道路の改善や空き家の適正な維持管理を促進するなど、災害に強い市街地の形成を図ります。

交通体系の整備とライフラインの確保

緊急時における救援物資等の輸送については、陸上輸送のほか、国、県及び関係機関等と連携し、海上輸送や航空輸送体制の整備を促進します。

ライフラインの収容スペースである道路など公共構造物の耐震性の向上に努めます。特に、災害時にも水道水の供給及び下水道機能の維持を可能とするため、施設の耐震化など災害に強い水道・下水道システムの構築に努めます。

橋の耐震化、老朽化対策や電線共同溝の整備など、安全な道路空間の確保に努めます。

土砂災害対策の推進

危険渓流における土石流の発生や地すべり、山地崩壊を防止するため、砂防・治山工事や地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策事業等の着実な実施を国、県に要請します。

六甲山系をはじめとする山ろく部一帯の自然緑地については、砂防事業とあわせて緑地の保全と育成の推進を国、県に要請します。

ハザードマップ等により土砂災害の危険性のある区域について周知を図るとともに、法的な規制区域の拡大や、開発許可、宅地造成工事許可等を通じて、災害に強い土地利用を誘導します。

総合治水対策の推進

河川・下水道の整備により雨水を海域へ流下させるだけでなく、流域内において雨水を一時的に貯留・浸透させるとともに、あらかじめ適切に浸水の発生に備えるといった対策を組み合わせた総合治水について、県、市及び市民が協働して推進します。

下水道・河川の整備

県に対して、2級河川の治水安全度の向上に向けた早期の整備を要請するとともに、河川と連携した下水道の整備に努めます。

津波対策

南海トラフ地震による津波に対応するため兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき防潮堤の沈下対策など事業の着実な実施を要請します。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

2 災害時に必要となる機能の確保

防災拠点の機能強化

災害時の救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（県整備）と、地域防災拠点（市整備）については、拠点間の連携を図り、機能強化に努めます。

また、市の防災中枢機能における強化を図るため、高度な耐震性能を備えた危機管理センターを整備し、自然災害や大規模事故など、さまざまな危機事案に対処できる機能の確保に努めます。

避難場所の確保、機能強化

災害時における一時避難や、延焼防止の役割を果たす公園・緑地などオープンスペースの確保に努めます。

また、耐震性貯水槽等の整備により、災害時における応急給水機能を確保するとともに、避難所へのマンホールトイレ等の整備により、災害時におけるトイレ機能の確保に努めます。

救助活動・緊急輸送道路の機能強化

災害時の人命救助や救援物資などの輸送、復旧・復興活動における緊急輸送道路ネットワークの確保に努めます。

関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

第3章 全体構想		第1章 暮らしとまちのビジョン						第2章 まちづくりの基本方針						
		01 親 し め る ま ち	02 豊 か な 緑 と 水 に	03 美 し い ま ち	04 人 や ま ち の 品 を 育 む	05 安 心 を 育 む ま ち	06 生 き 生 き と し た 活 力 と	01 緑 と 水 を 身 近 に す る	02 環 境 と 共 生 す る	03 地 域 の 個 性 を 活 か す	04 都 市 の 魅 力 を 高 め る	05 安 全 と 安 心 を 守 る	06 生 み 出 す	07 地 域 の チ カ ラ を 高 め る
01 都市空間整備	地域別整備の方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市核等の設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02 土地利用	市街地ゾーンと自然緑地ゾーン													
	主要用途の配置の方針													
03 市街地・住環境	市街地整備													
	魅力的な都市核の形成													
	市街地の整備等													
	住宅ストックと住環境の整備													
04 都市交通体系	公共交通の利便性向上													
	鉄道の利便性向上													
	バスの利便性向上													
	交通結節点の強化													
05 都市環境	自然環境の保全と活用													
	自然緑地の保全と活用													
	水辺環境の保全と活用													
	生き物の生息空間の確保													
06 都市景観	公園緑地の整備													
	都市緑化の推進													
	みどりのネットワークづくり													
07 下水道・河川	緑化の推進													
	効率的なエネルギー利用の推進													
08 都市防災	低炭素のまちづくり													
	省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの導入													
	地域の景観拠点づくり													
	個性ある都市空間の保全と創出													
09 都市防災	魅力ある公共空間の創出													
	住民、事業者との連携													
10 都市防災	下水道の整備													
	河川・水路の整備													
11 都市防災	都市防災力の強化													
	災害時に必要となる機能の確保													